

## 一般事業主行動計画（4回目）

### 1. 目 的

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによってすべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、第4回行動計画を策定する。

### 2. 期 間

令和8年（2026年）4月1日～令和12年（2030年）3月31日までの4年間

### 3. 内 容

No.	項目	具 体 策
1	目標	男女ともに、育児休業の取得対象となった職員について取得率100%にする。
	対策	<ul style="list-style-type: none"><li>対象職員に対し、産前産後休暇、育児休業、育児休業給付及び社会保険料免除等の制度内容について、取得時期や手続の流れを含めた情報提供を行う。</li><li>男性職員に対する育児休業に関する情報提供を行い、育児休業取得の促進・啓発を継続する。</li></ul>
2	目標	年次有給休暇の取得率を80%以上にする。
	対策	<ul style="list-style-type: none"><li>有給休暇取得日数について、管理職へ情報提供し取得促進を図る。</li><li>子の看護休暇等の制度に関する周知を行い、休暇を取得しやすい職場環境づくりを推進する。</li></ul>
3	目標	現状17.3%である女性管理職の割合について、計画期間内に25.0%以上にする。
	対策	<ul style="list-style-type: none"><li>会議運営や業務配分の見直しを行うとともに、将来の管理職候補となる女性職員の育成を意識した業務経験の付与を行う。</li></ul>